

別紙 8

附則

附 則

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

第●条 令和七年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注6、訪問入浴介護費のイの注3、通所介護費のイからハまでの注3、短期入所生活介護費のイ及びロの注5、短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注6、ロ(1)から(5)までの注6、ハ(1)から(3)までの注6及びホ(1)から(7)までの注6、特定施設入居者生活介護費のイからハまでの注6並びに福祉用具貸与費の注2、この告示による改正後の指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅介護支援費のイの注4、この告示による改正後の指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービス費のイ及びロの注7、介護保健施設サービス費のイ及びロの注6並びに介護医療院サービス費のイからハまでの注6、この告示による改正後の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定

地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイからハまでの注6、夜間対応型訪問介護費のイ及びロの注3、地域密着型通所介護費のイからハまでの注5、認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注6、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロの注4、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロの注5、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの注7並びに複合型サービス費のイ及びロの注6、この告示による改正後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問入浴介護費のイの注3、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5、介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(4)までの注5、ハ(1)及び(2)の注5並びにホ(1)から(6)までの注5、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ及びロの注4並びに介護予防福祉用具貸与費の注2、この告示による改正後の指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、介護

予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注6並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロの注4並びにこの告示による改正後の指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防支援介護給付費単位数表の介護予防支援費のイの注4の規定は、適用しない。ただし、通所介護費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、特定施設入居者生活介護費、介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、介護医療院サービス費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、複合型サービス費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費又は介護予防認知症対応型共同生活介護費を算定している事業所又は施設が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

別紙8 2 令和七年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイからハまでの注4、訪問リハビリテーション費のイの注3並びに通所リハビリテーション費

のイ及びロの注3並びにこの告示による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイ及びロの注3、介護予防訪問リハビリテーション費のイの注3並びに介護予防通所リハビリテーション費のイの注3の規定は、適用しない。ただし、通所リハビリテーション費、介護予防通所リハビリテーション費を算定している事業所が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

(介護職員等処遇改善加算に係る経過措置)

第●条 令和七年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める基準第四号イの

- (1)の(一) (同告示第六号、第二十四号、第三十四号、第四十四号、第八十八号、第九十四号、第百号の七、第百二号、第百十四号、第百二十一号及び第百三十号において準用する場合を含む。)、第三十九号イの(1)の(一) (同告示第四十一号、第百十七号及び第百十九号において準用する場合を含む。)、及び第四十八号イの(1)の(一) (同告示第五十一号、第五十一号の十、第五十三号、第五十八号、第六十号、第六十二号、第八十一号、第百二十三号、第百二十七号、第百二十九号及び第百三十六号において準用する場合を含む。)
- の規定は適用せず、同告示第四号イの(1)の(二) (同告示第六号、第二十四号、第三十四号、第四十四号、第

八十八号、第九十四号、第百号の七、第百二号、第百十四号、第百二十一号及び第百三十号において準用する場合を含む。）、第三十九号イの(1)の(二)（同告示第四十一号、第百十七号及び第百十九号において準用する場合を含む。）及び第四十八号イの(1)の(二)（同告示第五十一号、第五十一号の十、第五十三号、第五十八号、第六十号、第六十二号、第八十一号、第百二十三号、第百二十七号、第百二十九号及び第百三十六号において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中「賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること」とあるのは、「賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること」とする。

2 令和六年五月三十一日において現に介護職員処遇改善加算（この告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のト、訪問入浴介護費のニ、通所介護費のホ、通所リハビリテーション費のへ、短期入所生活介護費のト、短期入所療養介護費のイの(9)、ロの(10)、ハの(8)若しくはホの(14)若しくは特定施設入居者生活介護費のチ、この告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのム、介護保健施設サービスのオ若しくは介護医療院サービス

の才、この告示による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のり、夜間対応型訪問介護費のホ、地域密着型通所介護費のニ、認知症対応型通所介護費のニ、小規模多機能型居宅介護費のヨ、認知症対応型共同生活介護費のワ、地域密着型特定施設入居者生活介護費のチ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のノ若しくは複合型サービス費のラ、この告示による改正前の指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問入浴介護費のホ、介護予防通所リハビリテーション費のル、介護予防短期入所生活介護費のへ、介護予防短期入所療養介護費のイの(8)、ロの(9)、ハの(7)若しくはホの(12)若しくは介護予防特定施設入居者生活介護費のホ又はこの告示による改正前の指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型通所介護費のニ、介護予防小規模多機能型居宅介護費のル若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護費のヲの介護職員処遇改善加算をいう。）を算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算（旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費のり、訪問入浴介護費のへ、通所介護費のト、通所リハビリテーション

費のチ、短期入所生活介護費のリ、短期入所療養介護費のイの(11)、ロの(12)、ハの(10)若しくはホの(16)若しくは特定施設入居者生活介護費のヌ、旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの
ニ、介護保健施設サービスのヤ若しくは介護医療院サービスのヤ、旧指定地域密着型サービス介護給付費
単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のル、夜間対応型訪問介護費のト、地域密着型通所介護
費のヘ、認知症対応型通所介護費のヘ、小規模多機能型居宅介護費のレ、認知症対応型共同生活介護費の
ヨ、地域密着型特定施設入居者生活介護費のヌ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のク若し
くは複合型サービス費のウ、旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費のト、
介護予防通所リハビリテーション費のワ、介護予防短期入所生活介護費のチ、介護予防短期入所療養介護
費のイの(10)、ロの(11)、ハの(9)若しくはホの(14)若しくは介護予防特定施設入居者生活介護費のト又は旧指定
地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のヘ、介護予防小規
模多機能型居宅介護費のワ若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護費のカの介護職員等ベースアップ
等支援加算をいう。以下この項において同じ。)を算定していない事業所又は施設が、令和八年三月三十
一日までの間において、介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)までのいずれかを算定する場合には、当該事

業所又は施設が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

（身体拘束廃止未実施減算に係る経過措置）

第●条 令和七年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注3、短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注4、ロ(1)から(5)までの注4、ハ(1)から(3)までの注4並びにホ(1)から(7)までの注4並びに特定施設入居者生活介護費のイからハまでの注4（ロ及びハに係る部分に限る。）、この告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注4、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロの注2（ロに係る部分に限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロの注3（ロに係る部分に限る。）並びに複合型サービス費のイ及びロの注4、この告示による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注3、介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注3、ロ(1)から(4)までの注3、ハ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(6)までの注3並びに介護予防特定

施設入居者生活介護費のイ及びロの注2（ロに係る部分に限る。）並びにこの告示による改正後の指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注4並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロの注2（ロに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（高齢者虐待防止未実施減算に係る経過措置）

第●条 令和九年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1及びこの告示による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注1の規定は、適用しない。

（指定短期入所療養介護及び介護保健施設サービスの施設基準に係る経過措置）

第●条 令和六年九月三十日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第十四号イ及びロ（同告示第七十六号において準用する場合を含む。）並びに第五十五号の規定の適用については、なお従前の例による。

（介護老人保健施設である指定短期入所療養介護及び介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養

支援機能加算の基準に係る経過措置)

第●条 令和六年九月三十日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める基準第三十九号の四(同告示第百十七号の四において準用する場合を含む。)及び第九十号の規定の適用については、なお従前の例による。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定介護福祉施設サービスの施設基準に係る経過措置)

第●条 令和七年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第三十八号及び第四十七号の規定の適用については、なお従前の例による。

(協力医療機関連携加算に係る経過措置)

第●条 令和七年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費のト、介護保健施設サービス費のチ及び介護医療院サービス費のル並びにこの告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のりの適用については、これらの規定中「50単位」とあるのは、「100単位」とする。

(介護療養型医療施設の廃止に係る経過措置)

第●条 令和六年三月三十一日において現にこの告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのイからへまでの注12に該当する者であつて、令和六年四月一日以降も引き続き介護医療院の従来型個室に入所するものに対して、Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)のⅠ型介護医療院サービス費(ⅱ)、Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)のⅠ型介護医療院サービス費(ⅱ)、Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)のⅠ型介護医療院サービス費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院サービス費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)のⅡ型介護医療院サービス費(ⅱ)、Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)又はⅡ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)を算定する。